



国 監 告 第 1 2 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和3年11月実施の随時監査
における要望事項の措置について、別紙のとおり公表する。

令和3年12月10日

国立市監査委員 庄 司 雅

国立市監査委員 青 木 淳 子

(写)

国政経発第181号
令和3年12月9日

国立市監査委員 庄 司 雅 様
国立市監査委員 青 木 淳 子 様

国立市長 永 見 理 夫

随時監査における要望事項の措置について（通知）

令和3年12月1日付け国監発第29号により提出がなされた件について、
下記のとおり措置を講じました。
については、地方自治法第199条第14項の規定に基づき通知します。

記

1. 措置内容

別紙のとおり

2. 要望事項を受けた部局及び担当部局長

部 局 健康福祉部 新型コロナウイルスワクチン接種対策室
担当部局長 健康福祉部参事 黒澤 重徳

以上

【要望事項】

契約単価の積算根拠の明確化

医師一人1時間あたりの接種単価と医師会の事務手数料について、医師会と口頭での協議で決定したとのことであるが、その協議の記録がなく、契約単価の積算根拠が不明であった。

今回の委託契約は、競争によらず、発注者が適当と認める相手方を選んで、その者と契約する随意契約であった。今後は、協議内容の記録を残し契約金額を決定した根拠を明確にするよう努められたい。

措置前の状況

本契約は、契約単価等に係る協議を全て口頭で行っており、記録を残していませんでした。

措置の内容

今後は協議内容の記録を残し、契約金額を決定した根拠を明確にするよう努めてまいります。